



第四十号様式（第八条関係）（A4）

★建築物の床面積の合計が10㎡以下⇒提出不要★

★数字は算用数字、単位はメートル法★

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

（第一面）

書式の赤字は記入例

平成〇年〇月〇日

岩手県知事 様

建築主

氏名 ○〇 ○〇 印、 ○〇 ○〇 印
郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名 代表取締役社長 ○〇 ○〇
営業所名（建築士事務所名） ○〇〇〇ホーム建設株式会社
郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事監理者

氏名 ○〇 ○〇
営業所名（建築士事務所名） ○〇〇〇〇建築設計事務所
郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

建築確認

確認済証番号 第 平成 年 月 日 号
確認済証交付年月日
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名 代表取締役社長 ○〇 ○〇 印
営業所名 ○〇〇〇解体株式会社
郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※受付経由機関記載欄

当センター経由で進達します。

事前協議の場合：日付未記入
本申請の場合：日付記入
※郵送申請の場合は、補正完了後に、当センターで日付記入します。

確認申請書（第二面）【1. 建築主】と同一とし、複数名の場合は、全員の氏名を記入し、それぞれ押印してください。
法人や団体等の場合は、代表職氏名も忘れずに記入してください。

工事施工者が未定の場合は、設計者又は代理者を記入してください。

自書の場合は、押印を省略できます。

工事監理者が未定の場合は、氏名欄に「未定」と記入してください。

この欄は記入不要です。

★記入漏れの多い箇所です★
既存の建築物を除却し、引き続き、同じ敷地内に建築物を建築する場合の建築物除却届となりますので、忘れずに記入してください。

既存建物を除却する工事施工者名の記入・押印が必要です。
除却施工者は、建築本体の工事施工者と異なる場合があります。
関連して、除却がある場合は、第四面の項目すべての記入を忘れずにお願いします。



(第二面) ★敷地単位でみた建築物の概要★

【1. 建築主】

【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村

(4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ. 業種】

- (1)農林水産業 (2)鉱業,採石業,砂利採取業,建設業 (3)製造
- (4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業
- (7)卸売業,小売業 (8)金融業,保険業 (9)不動産業
- (10)宿泊業,飲食サービス業 (11)医療,福祉
- (12)教育,学習支援業 (13)その他のサービス業
- (14)国家公務,地方公務 (15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

種別は以下の分類に従って、該当する番号に○をしてください。

- (1)：国、住宅金融公庫等の政府関係機関
- (2)：都道府県、道路公社等の都道府県関係機関
- (3)：市区町村、住宅供給公社等の市区町村関係機関
- (4)：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、特別法により設立された法人である会社
- (5)：森林組合等の会社でない法人
- (6)：個人及び個人事業主

【イ.種別】が(4)会社の場合のみ、業種と資本額等を記入してください。
業種が兼業の場合は、売上高が最も大きい業種を記入してください。
資本額等の記入漏れが多いので、忘れずに記入してください。

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 岩手県〇〇市〇〇 〇-〇の各一部

(仮換地) 〇〇都市計画事業〇〇地区土地区画整理事業第〇街区〇画地

【ロ. 都市計画】

- (1)市街化区域 (2)市街化調整区域
- (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域
- (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

平成〇年〇月〇日から
平成〇年〇月〇日まで
年〇月間

確認申請書（第三面）に記載した内容と整合させてください。

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

敷地単位でみた工事種別を記入してください。
増築と改築を同時に行う場合は、床面積の大きい方に○をしてください。

【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 (〇 1)

(1)の場合、()内には、以下の記号(数字)を記入してください。

- 〇1：居住専用住宅（付属建物を除く）
※住宅や長屋のとき
- 〇2：居住専用住宅に付属する物置や車庫等
- 〇3：寮、寄宿舎、合宿所（付属建物を除く）
- 〇4：寮、寄宿舎、合宿所に付属する物置や車庫等
- 〇5：他に分類されない居住専用建築物

(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

(2)と(3)の場合、()内には、別添の[第1・7表]の1～99の記号(数字)を記入してください。

例)
店舗（洋品販売店舗）併用住宅の場合
(2)居住産業併用建築物 (28)



()の縦の並びごとに1棟ずつ記入してください。

【6. 一の建築物ごとの内容】			
【イ. 番号】	(1)	()	()
【ロ. 用途】	(多用途)	(多用途)	(多用途)
(1) 事務所等	(1) 事務所等	(1) 事務所等	(1) 事務所等
(2) 物品販売業を営む店舗等	(2) 物品販売業を営む店舗等	(2) 物品販売業を営む店舗等	(2) 物品販売業を営む店舗等
(3) 工場, 作業場	(3) 工場, 作業場	(3) 工場, 作業場	(3) 工場, 作業場
(4) 倉庫	(4) 倉庫	(4) 倉庫	(4) 倉庫
(5) 学校	(5) 学校	(5) 学校	(5) 学校
(6) 病院, 診療所	(6) 病院, 診療所	(6) 病院, 診療所	(6) 病院, 診療所
(9) その他	(9) その他	(9) その他	(9) その他
【ハ. 工事部分の構造】			
(1) 木造	(1) 木造	(1) 木造	(1) 木造
(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
(3) 鉄筋コンクリート造	(3) 鉄筋コンクリート造	(3) 鉄筋コンクリート造	(3) 鉄筋コンクリート造
(4) 鉄骨造	(4) 鉄骨造	(4) 鉄骨造	(4) 鉄骨造
(5) コンクリートブロック造	(5) コンクリートブロック造	(5) コンクリートブロック造	(5) コンクリートブロック造
(6) その他	(6) その他	(6) その他	(6) その他
【ニ. 工事部分の床面積の合計】			
(130.83㎡)	()	()	()
【ホ. 建築工事費予定額】			
(2,000万円)	()	()	()
【ヘ. 地上の階数】	(2)	()	()
【ト. 地下の階数】	(0)	()	()

建築物の数が2以上のときは、1, 2, 3...と通し番号を付けて、その番号を記入してください。

1棟の中に2以上の用途がある時に○をつけてください。

居住産業併用住宅の時は、産業の用途を記入してください。
1棟の中に2以上の用途がある時は、床面積の大きい用途を記入してください。
専用住宅の場合は(9)、専用住宅に付属する物置は(4)に○をしてください。
上記以外は、以下のとおり。

- (1) 事務所等
事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅建業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (2) 物品販売業を営む店舗
物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェ、ナイトクラブ若しくはバー
- (5) 学校
学校の校舎、体育館その他これらに類するもの
- (9) その他
1～6に該当しないもの
※専用住宅、長屋

既存部分は面積に含みません。

建築設備費を含んだ金額を記入してください。

新築の場合のみ記入してください。
増築の場合は、未記入としてください。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 180.63㎡



(第三面) ★専用住宅か併用住宅の場合に記入★

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 1

第二面の6欄のイ欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。

【ロ. 新設とその他の別】

新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)
 その他 ((2)増築 (3)改築)

【新設】

新築、増築又は改築によって、居室、台所及び便所を備えて独立して居住できる住宅を新たに造る場合

【その他】

増築又は改築によって造られる住宅で新設に該当しないもの

例)

敷地内に既存住宅があり、別棟で50㎡の居室だけ建築しても、新たに造られる部分だけでは独立して居住できないので、その他に該当します。

【ハ. 資金】欄は、当該住宅が新設の場合のみ記入してください。

【ハ. 資金】

(1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構
 (4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【民間資金】

国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的資金をまったく使わず、民間資金のみで建てる住宅

【公営】

公営住宅法又は地区改良法に基づき建設される住宅

【独立行政法人住宅金融支援機構】

住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅で、融資額の大小は問わない

【独立行政法人都市再生機構】

都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てる住宅

【その他】

上記以外の住宅。例えば、公務員宿舎や政府関係機関の職員住宅、上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建築した住宅

【ニ. 建築工法】

(1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】

(1)専用住宅 (1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
 (2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
 (3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

【併用住宅】

住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもの

【その他の住宅】

主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅。全体に対して居住部分の床面積が小さいもの。

判断基準

居住部分の床面積が延床面積の1/5以上→併用住宅
 // 1/5未満→その他の住宅

【ヘ. 利用関係】

(1)持家)(2)貸家)(3)給与住宅)(4)分譲住宅)

【ト. 戸数】

(1戸) (戸) (戸) (戸)

併用住宅の場合は、住宅部分の床面積を記入してください。

例)

併用住宅100㎡ (うち店舗部分20㎡)
 ⇒チ欄には、80㎡を記入

【チ. 工事部分の床面積の合計】

(110.96㎡) (㎡) (㎡) (㎡)



(第四面)

★解体既存建築物がある場合に記入★

【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 (01) ←

(1)の場合、()内には、以下の記号(数字)を記入してください。

- 01: 居住専用住宅(付属建物を除く)
※住宅や長屋のとき
- 02: 居住専用住宅に付属する物置や車庫等
- 03: 寮、寄宿舍、合宿所(付属建物を除く)
- 04: 寮、寄宿舍、合宿所に付属する物置や車庫等
- 05: 他に分類されない居住専用建築物

(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 () ←

(2)と(3)の場合、()内には、別添の[第1・7表]の1~99の記号(数字)を記入してください。

例)
店舗(洋品販売店舗)併用住宅の場合
(2)居住産業併用建築物 (28)

【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他 ←

2棟以上ある場合は、床面積の大きな建築物の構造種別を記入してください。

【4. 建築物の数】 1 ←

同一敷地内で解体する建築物が複数棟ある場合は、その棟数分の数を記入してください。10㎡以下はカウントしません。

【5. 住宅の戸数】 1 戸
【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅 ←

除却建築物に住宅がある場合に記入してください。
住宅の戸数は、除却工事により居住が不可能となる戸数を記入してください。
例)
長屋や共同住宅の場合は、2戸以上の戸数となります。

【7. 建築物の床面積の合計】 150.00㎡ ←

2棟以上ある場合は、4欄で記入した、建築物の数を合算した床面積を記入してください。

【8. 建築物の評価額】 ○○千円 ←

除却する建築物の時価を記入してください。
2棟以上ある場合は、4欄で記入した、建築物の数を合算した評価額を記入してください。
評価額の記載もれが多いので、忘れずに記入してください。

別添 [第1・7表]

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業, 林業, 漁業, 水産養殖業	11
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業, 繊維工業, 木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 印刷・同関連業, プラスチック製品製造業 (記号15から記号18までに該当するものを除く。), 窯業・土石製品製造業	14
	化学工業, 石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業, 非鉄金属製造業, 金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業, 生産用機械器具製造業, 業務用機械器具製造業, 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業, 情報通信機械器具製造業, 輸送用機械器具製造業,	17
	ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業	18
	電気業	19
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業 (新聞業及び出版業を除く。)	25
	映像・音声・文字情報制作業 (新聞業及び出版業に限る。)	26
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	27
卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	28
金融業, 保険業	金融業, 保険業	29
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業 (駐車場業を除く。)	30
	不動産賃貸業・管理業 (駐車場業に限る。)	31
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育, 学習支援業	学校教育	34
	その他の教育, 学習支援業 (社会教育に限る。)	35
	その他の教育, 学習支援業 (学習塾及び教養・技能教授業に限る。)	36
	その他の教育及び学習支援業 (記号35及び記号36に該当するものを除く。)	37
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業 (信書便事業を含む。), 郵便局	40
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業, 洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。), 協同組合, サービス業 (他に分類されないもの) (記号41及び記号44に該当するものを除く。)	45
国家公務, 地方公務	国家公務, 地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99